

保管依頼書

2021 年 10 月 27 日

かつらぎ町長 様

下記売買物件について、売払代金納付後、引渡しを受けるまで貴町に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記売買物件が破損、紛失などにより損害を受けても、かつらぎ町が一切責任を持たないこと、及び下記条件の事項について同意します。

1. 売買物件

区分番号

か公-1

物件名称

消防指令車

保管期限

2021

年

12

月

28

日

まで

※売払代金納付日から1か月以内の日を記載してください。

2. 同意する条件

- (1) 保管に際し、かつらぎ町が一切の責任を持たないこと。
- (2) 売払代金納付後に保管のための費用が発生した場合、そのすべての費用は落札者の負担とすること。
- (3) 原則として保管維持にかかる作業(色あせ防止等)は、落札者の負担で対応すること。
- (4) 売払代金納付日から1か月を超えて受け取らない場合は、かつらぎ町は町有財産売買契約を解除し、当該契約に基づき、売払代金から契約保証金及び必要な場合は損害賠償金を徴収すること。

買受人

住所

和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160

氏名

かつらぎ 太郎

印

電話番号

090-0000-0000